

(様式第3号)

受付番号: _____

令和 年 月 日

受け手→農業公社

公益財団法人 和歌山県農業公社 代表理事理事長 様

賃借権の設定等申込書
(農地中間管理事業利用申込書)

〒 -
住所:
氏名(法人の場合は名称)

電話番号

携帯番号

印

私は、農業公社を通じ農用地等の情報について提示を受け、市町村による機構を経由した農用地利用集積計画又は農用地利用集積等促進計画による賃借権の設定等を受けたいので、別紙の農用地について、下記事項に同意の上、申し込みます。

記

1. 借り受けを希望する農用地の内容等
別紙のとおり
2. その他
 - (1) 利用状況の報告
農用地等の利用状況報告書の提出を求められた場合は期日以内に報告を行います。
 - (2) 賃借権等の解除
次のいずれかに借受希望者（受け手）が該当するときは、機構は県知事の承認を受けて、設定した賃借権等を解除することがあることについて了承致します。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき
イ 正当な理由がなく定められた期日より1年以内に賃借料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
ウ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしないとき。
エ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
 - (3) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、その終了の日までに、当該土地を原状に回復して返還します。

農地の借受希望申出書

申込年月日 令和 年 月 日

1 借受希望者の概要

(1)氏 名 (法人・代表者名)	(ふりがな)							
	生年月日： 年 月 日		年 才					
(2)住 所 (法人所在地)	(〒 ー)							
	府 県		市町村					
(3)連絡先 (電話番号・FAX)	TEL：		携帯：					
	FAX：							
(4)担い手の区分 (該当に○をつけて下さい)	認定農業者(個人・法人)		基本構想水準到達者					
	認定新規就農者(認定就農者含む)		その他利用者					
	新規参入者(企業参入含む)							
(5)現在の面積・栽培品目 (新規参入者は記入不要)	自己所有地		借受地		農作業受託			
	面 積	m ²	面 積	m ²	面 積	m ²		
	品目①		品目②		品目③		その他	
	面 積	m ²	面 積	m ²	面 積	m ²	面 積	m ²
(6)農業従事年数 (雇用就農も含む)	(年 ヲ月) ※新規参入者は、記入不要							
(7)農業研修実績	※新規参入者で農業研修実績等がある場合は記入して下さい。 研修先 () 年数 (年) 品目 ()							

2 借受希望農地等の内容

(1)希望する農用地の 所在地	① 紀の川市	
	② 紀の川市	
	③ 紀の川市	
(2)借受希望農地の 種別・面積	① 種別	面積 m ²
	② 種別	面積 m ²
	③ 種別	面積 m ²
(3)栽培希望品目		
(4)借受希望期間	(年)	
(5)借受理由	・ 規模拡大 ・ 農地の集約化 ・ 新規就農	
	・ その他(理由：)	
(6)その他希望事項	その他希望事項があれば、記入してください。(例：有機栽培を希望、ハウス設置を希望など)	

(別紙)

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等の申告書

権利の設定（移転）を受ける者の氏名又は名称：

◇事業の申込み時点において、**過去３年間**、下記の項目に**違反が有る場合（もしくは措置・中止の命令を受けている場合）**は☐を記入してください。違反がない場合は記入不要です。

○農地法その他の農業に関する法令

（１）農地法（昭和２７年法律第２２９号）

違反の対象となる規定	違反有り
許可無く違法に農地を借りて耕作していませんか？ ①第３条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）	☐
無断で農地転用していませんか？ ②第４条（農地の転用の制限） ③第５条（農地又は採草放牧地のための権利移動の制限）	☐
所有農地を荒らしていることで市町村長から支障の除去等の措置命令を受けていませんか？ ④第４２条（措置命令）	☐
違反転用を行い、かつ原状回復等の措置を県知事等から命じられていませんか？ ⑤第５１条（違反転用に対する処分）	☐

（２）農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）

違反の対象となる規定	違反有り
農用地区域内において違法に開発行為を行っていませんか？また違法な開発行為により、県知事等から開発行為の中止を命じられていませんか？ ①第１５条の２（農用地区域内における開発行為の制限） ②第１５条の３（監督処分）	☐

（３）種苗法（平成１０年法律第８３号）

違反の対象となる規定	違反有り
品種登録を受けている品種について、違法に育成などを行っていませんか？ ①第２０条及び第２５条参照（育成者権又は専用利用権の侵害）	☐

（４）農薬取締法（昭和２３年法律第８２号）

違反の対象となる規定	違反有り
使用禁止の農薬を違法に使っていませんか？ ①第２４条（使用の禁止）	☐